

○ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

(時効)

第六条 特別給付金を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(非課税)

第十条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

2 特別給付金に関する書類及び第四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

○ 時効消滅件数と金額 (2007. 3. 7 予算委員会)

○浅尾慶一郎君 残念ながらその制度を知らずに、本来もらえるものをもらえていない方が結構いらっしゃるということですが、平成十五年の支給分の給付金のうちで時効消滅した件数と金額、また、そのうち私の地元の神奈川県の場合の件数と金額を教えてくださいたいと思います。

○副大臣 (武見敬三君) お尋ねの時効消滅の件数についてでございます。

これは一定の仮定下に推計をいたしますと、今後支給決定されるものも若干見込まれるんですが、支給権を有すると思われる者約十七万件中おおむね約九千件となっております。その金額は約百八十億円であります。

また、神奈川県居住者の時効消滅については、神奈川県からデータを得た上で全国と同様に推計したところ、おおむね約五百件となり、金額は約十億円となっております。